

佐久市公告第69号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により、佐久市農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第13条第4項の規定において準用する第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月30日

佐久市長 柳田 清二

1 農業振興地域整備計画書の縦覧場所

佐久市役所 経済部農政課 (所在地: 佐久市中込3056番地)

総務部臼田支所 (所在地: 佐久市臼田89番地3)

総務部浅科支所 (所在地: 佐久市甲1359番地3)

総務部望月支所 (所在地: 佐久市望月263番地)

2 農業振興地域整備計画書の縦覧期間

令和8年4月30日以降常時備えつけてあります。